

# こんにちは 松坂みち子 です



日本共産党市議会議員 松坂みち子の活動報告  
ご意見など、ぜひお寄せ下さい。

< 120 2013.3.17 連絡先 402-1622 >

## 一般質問行いました

3月8日一般質問を行いました。

生活保護基準引き下げに伴って引き下げられる非課税限度額について、その影響が、障害者、高齢者、子育て、母子家庭など多くの福祉分野に及ぶことを当局も認めています。国は、影響が及ばないように検討するとは言いますが、市独自施策についても影響を及ぼさないようにすべきだと質しました。

小中学校の体育施設を借りてスポーツを続けているグループが、この4月から借りられなくなったという話を聞き、その理由を質しました。広く利用しやすくするためとの答弁でしたが、一方で、運動を続けられない人が出たのでは、スポーツ基本法やスポーツする人を増やそうという市の計画にも反すると、対策を求めました。

3月10日、西の丸公園で「福島をわすれるな！原発ゼロフェスティバル」が行われました。午前中は汗ばむ陽気、午後からは一転、強風と寒気という日でしたが、千人以上の人が「原発はいらない」と集まりました。

会場では、ステージで、若者のバンドがそれぞれ演奏し、ステージ前ではその音楽に合わせて踊りだす人もいました。食べ物やさんやリサイクルショップ、手作りのアピール品などの模擬店や、子ども向けにはミニ二Sも走っていました。自転車をこいで電気を順につけていく体験もし、5つ全部つけるにはたいへんな力が必要で、大汗をかきました。



## 「原発ゼロ」の思いを集めて

### みち子のひとりごと あれから2年

2年前の3月11日の午後、私は4月の市議員選挙に向けての行動中でした。立ち寄ったお宅で、「たいへんなことが起こってるで」と津波にのまれていく家々の映っている画面を見せていただいたのが、地震の発生を知った初めてでした。テレビの中の目を疑う光景に言葉を失いました。

今テレビでは、被災者の元気な姿が紹介されていますが、そのほとんどは彼らが自分たちで切り開いているというもの。仮設住宅で暮らし、前向きに生きようと力を合わせている姿でした。その一方で、働き盛りの年代の人に、精神を病む人が増えているとの報道もあります。

被災地に思いを馳せることが少なくなっ  
てしまっていること  
を反省しながら、被災者の気持ちに寄り  
そった復興が一日も  
早く進むよう、願う  
ものです。



## 講演会・学習会のご案内

### 憲法第9条を もう一度抱きしめて 春の憲法学習会

時：3月31日（日）  
午後1時～3時30分  
所：ふれ愛センター  
2階会議室1

### 「政権交代後の情勢と 私たちの暮らし」

講師：金原 徹雄氏  
（弁護士・守ろう9条紀の川市民の  
会運営委員）  
参加協力費：300円  
主催：和歌山障害者・患者九条の会

### 「憲法25条と 生活保護制度」

4月6日（土）  
午後1時30分～  
勤労者総合センター  
（市役所西隣）  
6Fホール

主催：和歌山市社会保障推進協議会

## 代表質問

姫田議員が共産党市議団を代表して行いました

姫田議員は、「（前略）日本の国はたくさん  
の地方に分かれています。その地方がそ  
れぞれ栄えていかなければ、国は栄えていき  
ません。そのためには地方が、それぞれ自分  
で自分のことを治めてゆくのが一番よいので  
す。なぜならば、地方には、その地方のいろ  
いろな事情があり、その地方に住んでいる人  
が、いちばんそれをよく知っているからです。  
自分で自分のことを自由にやっていくことを  
「自治」と言います。それで、国の地方ごと  
に、自治でやらせていくことを「地方自治」  
というのです。」と憲法制定時に当時の文部  
省が作った中学生の教科書「新しい憲法のは  
なし」を例に出し、市長にも、憲法と地方自  
治法の精神に立って、国による自治体への干  
渉と支配の仕組みを明らかにし、市長として  
声を上げて改善を求めることが必要だと述べ、  
次の事柄について、市長の考えを質しました。

- 1、生活保護費の基準額引き下げに関して
- 2、TPP参加について
- 3、公務員賃金の引き下げを国が強制することについて
- 4、子どもたちが生きている社会のあり方や  
子どもを育てる環境整備に関し、市政のあ  
り方について
- 5、国民健康保険料の引き下げについて
- 6、ほうらい荘の施設そのものの検討はどう  
なったのか
- 7、住宅リフォーム助成制度の創設について
- 8、旧同和事業の廃止について

## 第三章 国民の権利及び義務

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。